

（１）大学・学科の設置理念

①大学

獨協医科大学（医学部を擁する単科大学）は、学校法人獨協学園によって、1973（昭和48）年、栃木県下都賀郡壬生町に開設された。その後、1979（昭和54）年に大学院医学研究科博士課程の設置を経て、2007（平成19）年に看護学部が、2012（平成24）年には大学院看護学研究科修士課程が設置された。さらに、2023（令和5）年4月には、大学院看護学研究科博士後期課程（修士課程は「博士前期課程」に課程名称変更）が設置される。

本学は、本学の経営母体である獨協学園の教育理念である「学問を通じての人間形成」を建学の精神として、以下の建学の理念を掲げている。

1) 人間性豊かな医師及び看護職者の育成

医学及び看護学は病気が対象ではなく、生きている人間が対象である。したがって、広範な医学知識及び看護知識を持つというだけでなく、真に人間性豊かな医師及び看護職者並びに医学者及び看護実践者、看護管理者、看護教育・研究者の育成を理想とする。

2) 能力の啓発に重点を置く教育方針

現在、医学及び看護学が対象とする領域はきわめて広範多岐にわたり、今後さらに進歩発展し止まるところがないものと思われる。そこで、教育方針としては、広い視野に立った基本的知識の徹底的教授と、境界領域や関連領域の総合授業並びに反復学習を実施すると同時に、学生自らが考究して疑問の解決に当たり得る能力の啓発に努め、卒業後も常に新しい知識を持ち得るよう指導する。

3) 地域社会の医療センターとしての役割の遂行

大学病院は学生並びに卒業後の研修の場として提供されることは当然のことであるが、同時に病院自体が地域社会の医療センターとして、地域医師団との緊密な連携のもとに予防医学から社会復帰までを含めた包括的医療を行う。

4) 国際的交流に基づく医学・看護学研究

本学園の歴史的特殊性にも鑑み、医学医療及び看護学の国際的提携を積極的に図り、世界の最先端を目指す研究を行っていく。

この理念に則り、医学部、看護学部の教育・研究の目的を、「一般的教養と医学及び看護学に関する理論及び応用を教授・研究し、国際的視野に立って高度の医学的知識及び看護学的知識と技能を習得せしめ、社会的に信頼される医師及び保健師・助産師・看護師・養護教諭を育成することを目的とし、併せて医学及び看護学の発展と福祉の向上に寄与することを使命とする。」と定めている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

獨協医科大学看護学部看護学科は、医療・看護の高度化・専門化、少子高齢化が進展し、看護職員の不足が常態化しているなか、高度な知識・技術を有する看護職者の育成および看護職員不足の解消を目的に、「看護の実践で貢献し、看護学分野の教育者・研究者としての基礎的能力を備え、広く社会一般の人々から信頼される看護職者及び養護教諭を育成すること、併せ

て看護学の発展に寄与すること」を教育理念として定め、栃木県下都賀郡壬生町に2007（平成19）年4月に設置された。

本学部は、建学の精神を踏まえ、学部学科の教育理念に基づき、以下の教育理念及び教育目標を定め、これらを達成する多くの看護職者を地域社会に輩出している。

「教育理念」

社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献していくために、自己教育力を基盤とし、看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を養成する。

「教育目標」

1) 自己を教育する力を養成する。

自己の学修や生活経験に基づく学びを言語化し内省することにより、自律して生涯を通して学び続ける能力を養う。

2) 看護の実践力を養成する。

あらゆる人々の看護に必要な知識・技術を身につけ、根拠に基づいた看護を実践する能力を養う。また、生活に関わるすべての人および保健医療福祉メンバーと協働する能力を養う。

3) プロフェッショナリズムを涵養する。

人々の尊厳を擁護し意思決定を支える看護を実践する能力を養う。また、グローバルな視野で多様性を尊重するとともに、自らの役割を認識し、地域や国際社会に貢献できる能力を涵養する。

（2）教員養成の目標・計画

①大学

建学の理念に則り、①人間性豊かな養護教諭、②在学中はもとより、卒業後も養護教諭としての専門性を考究して自己啓発に努め、自己成長を図る教養教諭、③「チーム学校」の一員として関係機関・関係職種と連携・協働し、児童・生徒の健康上の課題に対して包括的に対応できる養護教諭、④最新の知識・技術に基づいて養護教諭として教育実践（養護実践）を行うとともに、自分の教育実践（養護実践）を社会へ還元できる研究的能力を有する養護教諭を育成することを目標とする。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

【教員養成の目的】

看護学部看護学科では、看護学における専門的知識および技術を修得するとともに、併せて、教職課程や教職の役割と機能、学校保健や養護教諭の役割と機能に関する専門的知識および技術を修得する。これらの学修を通じて、現在の学校現場において養護教諭に求められる児童・生徒の心身の健康の保持増進や発達の促進、健康上の課題の予防や早期発見、緊急時の対応や健康上の課題に対するケアに加え、「チーム学校」の一員として学校・家庭・地域・関係機関や関係職種と連携・協働しながら児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる実践力と指導力を備えた養護教諭を養成することを目的とする。

さらに、自分自身を内省し続けることを通じて自分自身を高めていくとともに、養護教諭と

しての専門性を問い続け、探究・学修し続けられるような養護教諭を養成することを目的とする。

【教員養成の計画】

1年次は、施行規則第66条の6に関する科目を履修する。また、教職に関する科目を履修し、学校・教育に関する基盤となる知識や教職として必要な知識・技能・態度、児童及び生徒に対する支援の実際について学修する。

2年次は、教職に関する科目を履修し、養護教諭として必要な知識・技能・態度について学修する。

3年次は、教職に関する科目および養護に関する科目を履修し、養護教諭の役割と機能、職責、専門性について学修する。また、大学が独自に設定する科目を履修し、養護教諭を目指す自分自身と今までの学修を踏まえて今後の課題を明確化する。また、4年次の養護実習に向けて、養護教諭を目指すことを確認するとともに、教職や養護教諭に関する専門的な知識・技術を確認する。

4年次は、3年次までの学修を統合して養護に関する科目を履修し、学校教育における養護教諭の役割と機能の実際を理解する。また、健全な児童及び生徒観、教師観、教育観を醸成するとともに自らが目指す養護教諭像を明確にする。また、養護教諭として自分のキャリア・キャリアプランを明確化する

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

看護学部看護学科が所在する栃木県に限らず、全国の学校現場ではいじめや暴力、不登校やひきこもり、貧困等への対応に加え、アレルギー疾患や身体疾患、発達障害や精神疾患を有する児童・生徒に対する心身のケアも求められている。児童・生徒の心身の健康上の課題は多様化、複雑化している中で、一人一人の教育ニーズに即した教育実践や教育の質を担保するため、養護教諭は知識・技術・専門性を向上させ、学校保健を充実させることが喫緊の課題となっている。また、学校・家庭・地域・関係機関や関係職種と連携・協働しながら「チーム学校」として包括的に対応することが不可欠となっている。このような状況に対して適切に対応し得る実践力と指導力のもとより、豊かな人間性を有することが養護教諭に求められるようになっていく。

看護学部看護学科は、「社会から信頼され、地域社会及び地域の人々の健康課題の解決並びに保健医療福祉の質の向上に貢献していくために、自己教育力を基盤とし、看護実践力を高めながら看護専門職としてのプロフェッショナリズムを醸成し続けられる自律した看護専門職者を養成する」という教育理念の下、自分を含めた人間の理解や生涯学び続ける力の基盤となる科目を配置した「基盤科目」、人間の成長と発達、社会のしくみ、健康障害と治療を理解するための「健康」に関する科目と根拠に基づく看護実践の基盤となる「看護」に関する科目を配置した「専門基盤科目」、看護の知識と技術を統合するための「実践」に関する科目と研究やキャリア発達、専門性を深化させる「発展」に関する科目を配置した「専門科目」から編成した教育課程を敷いている。卒業生は、その4割以上が県内の保健医療福祉関係機関に就業し、看護職者として県民の健康上の課題の解決に貢献している。このような教育課程を基盤として養護教諭一種を養成する教育課程を設置することで、多様化、複雑化する児童・生徒の健康上の課題に適切に対応できる専門的な知識・技術・専門性、ならびに、豊かな人間性を有する養護教諭を養成することは、県民はもとより社会的なニーズに応えるものであり、設置の意義と考える。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	看護学部教授会【全学的組織】
目的：	学長が掲げる事項、及び学長が定める教育研究に関する事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるために組織する。
責任者：	看護学部長
構成員（役職・人数）：	看護学部長 看護学部教授・11名
運営方法：	毎月1回、年11回を定例で開催する。このほか、必要に応じて臨時で開催する。 教授会では、次の事項について審議する。 学長が掲げる事項 （1）学生の入学（編入学、転入学、再入学を含む。）、進級及び卒業 （2）学位の授与 学長が定める教育研究に関する事項 （1）教育課程の編成 （2）学生の試験 （3）学生の賞罰 （4）教育及び学生生活に関する諸規程の制定改廃 （5）教員の教育研究業績の審査（選考） （6）学生の退学、休学、復学及び転学

組織名称：	看護学部教務委員会【各学科等の組織】
目的：	看護学部における教育研究、学生の身分等に関する事項について審議し、看護学部教授会に報告又は提案するために組織する。
責任者：	看護学部教務部長
構成員（役職・人数）：	看護学部教務部長 看護学部事務室事務部長 看護学部教授（教職専任教授も含む）・3名 学部長の推薦による者・若干名
運営方法：	毎月1回、年11回を定例で開催する。このほか、必要に応じて臨時で開催する。 委員会では、次の事項について審議する。 （1）授業及びカリキュラムに関する事項 （2）試験及び成績に関する事項 （3）進級、卒業、留学、転学、休学、復学、退学及び再入学に関する事項 （4）学生の学外研修に関する事項 （5）教職課程（養護実習含む）の運営に関する事項 （6）教員免許状の授与に関する事項 （7）教職課程に係る自己点検・評価、及び公表に関する事項

(8) その他教育に関する必要な事項

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

別添資料のとおり

II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

特になし

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 特になし

連携先との調整方法： 特になし

具体的な内容： 特になし

III. 教職指導の状況

- | |
|---|
| <p>①各年度当初の学年ガイダンスとして、教育職員免許状課程（以下、教職課程）担当教員による「教職ガイダンス」を実施し、科目内容や履修モデル、科目履修（履修継続）の条件（累積 GPA 値 2.0 以上）等の説明を行う。また、養護教諭を志す意識・意欲を高める指導を行う。</p> <p>②教職課程を履修する学生には、「履修カルテ」の記載を指示し、指定された教職課程科目の学修の振り返りと自己評価、今後の課題を明確化するよう指導する。</p> <p>③教職課程を履修する学生には、各セメスターの開始時に教職課程担当教員が「履修カルテ」に基づいた個別面談を実施し、学生個々の学修状況を把握するとともに、前セメスターの総括や今セメスターの目標の明確化、学習指導や履修指導、進路相談等の個別的な指導を行う。</p> <p>④授業・実習等において学生から相談を受けた場合には、適宜、個別に指導する。また、看護学部教務委員会において情報を共有するとともに、必要時、指導方法や指導体制等を検討する。</p> <p>⑤「教職総合演習」（6 セメスター）において、教職や養護教諭に関する知識・理論・技術等を確認するとともに、養護教諭を志す意識・意欲を高める指導を行う。</p> <p>⑥養護実習（7 セメスター）において、事前・事後指導（各 15 時間）を実施する。事前指導では、教職や養護に関する知識・理論・技術等を確認するとともに、養護実習の準備を通じて養護教諭を志す意識・意欲を高める。事後指導では、養護実習での学修内容の振り返りや子ども観、教育観、今後の課題について明確化する指導を行う。</p> <p>⑦養護実習（7 セメスター）では、科目担当教員が学生 1 人に対して、原則として 3 回（うち 1 回は研究授業参観）の学校訪問を実施し、実習指導を行う。</p> <p>⑧「教職実践演習」（8 セメスター）において、今までの学修を総括して養護教諭に求められる役割と機能、職責、専門性について確認するとともに、実践力を高める指導を行う。また、自らが目指す養護教諭像と養護教諭としてのキャリアプランについて明確化する指導を行う。</p> <p>⑨看護学部教務委員会において自己点検・評価を実施し、改善事項等を看護学部教授会に報告・提案する。また、学生生活委員会等の他の委員会と連携して就職支援について検討する。</p> |
|---|

様式第7号ウ

<看護学科>(認定課程:養教一種免)

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	セメスター	
1年次	1	・施行規則第66条の6に定める科目を履修する。 ・教育の基礎的理解に関する科目を履修し、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想について学修する。また、1セメスター前半では教職の意義及び教員の役割・職務内容について、後半では教育に関する社会的、制度的又は経営的事項について学修する。 ・養護に関する科目を履修し、「人間」を理解するための知識について学修する。また、「人間の生活」を支援するための知識・技術について学修する。
	2	・施行規則第66条の6に定める科目を履修する。 ・教育の基礎的理解に関する科目を履修し、生徒指導並びに教育相談の理論及び方法について学修し、児童及び生徒を理解した上で指導したり相談に乗るための知識・技術等を修得する。 ・養護に関する科目を履修し、「人間の健康」を理解するための知識について学修する。また、支援するための知識・技術について学修する。
2年次	3	養護に関する科目を履修し、「児童及び生徒の健康」を理解するための知識を学ぶ。また、支援するための知識・技術について学修する。
	4	・養護に関する科目を履修し、「児童及び生徒の健康」を理解するための知識について学修する。また、支援するための知識・技術について学修する。 ・養護に関する科目を履修し、「児童及び生徒の健康」の支援を実践する。また、実践を振り返り、今後の課題を明確にする。
3年次	5	・教育の基礎的理解に関する科目を履修し、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解及び支援について学修する。また、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容や指導について学修する。 ・養護に関する科目「養護概説」を履修し、養護教諭の役割と機能、職責、専門性について学ぶ。また、「人間の健康」を理解し、支援するための知識・技術について学修する。
	6	・教育の基礎的理解に関する科目を履修し、教育の方法及び技術について学修する。 ・大学が独自に設定する科目を履修し、教育の基礎的理解に関する科目並びに養護に関する科目を通しての学修成果を確認し、今後の自己の課題を明確化する。また、養護教諭を目指すことの自覚を高め、自己の目指す養護教諭像を明確化する。 ・養護に関する科目について履修し、「人間」を理解するための知識について学修する。
4年次	7	養護に関する科目「養護実習」を履修し、学校教育並びに学校保健における養護教諭の役割と機能の実際について学修する。また、養護教諭として学校教育並びに学校保健活動に参画し、児童及び生徒、教職員と直接かかわることにより、健全な児童及び生徒観、養護教諭観(教師観)、教育観を明確にする。
	8	教育の基礎的理解に関する科目「教職実践演習」を履修し、今までの教職に関する科目および養護に関する科目での学修を統合し、養護教諭に求められる役割と機能、職責、専門性について確認する。また、4年間の学修を統合して、自らが目指す養護教諭像と養護教諭として自分のキャリア・キャリアプランを明確にする。

様式第7号ウ（養護）

＜看護学科＞（認定課程：養教一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	セメスター	教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	1	教育原論	人体の構造Ⅰ		スポーツと健康	
		教職概論	人体の構造Ⅱ		コミュニケーション英語	
		教育制度論	日常生活援助論		情報リテラシー	
		発達心理学				
		教育課程論				
	2	生徒指導論	人体の機能Ⅰ		日本国憲法と人権	
		教育相談論	人体の機能Ⅱ		医療英語	
			生化学			
			微生物学			
			公衆衛生学			
			診断-治療援助論			
			成人看護学			
2年次	3		薬理学			
			臨床栄養学			
			小児看護学			
			公衆衛生看護学			
	4		臨床心理学			
			小児看護方法論			
			精神看護学			
			公衆衛生看護方法論			
			日常生活援助実習			
			小児看護学保健実習			
3年次	5	特別支援教育概論	感染看護学			
		道徳・特別活動・総合的学習指導論	学校保健と産業保健			
			養護概説			
			急性期看護方法論			

3年次	6	教育方法論	疫学・保健統計	教職総合演習		
			小児看護学医療実習			
4年次	7	養護実習				
	8	教職実践演習				

教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織、
教育実習に関して連絡調整等を行う委員会

